

## 令和4年度第3回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時：令和4年8月30日（火）10時00分から11時30分まで
- 2 場所：高知会館 3階 「弥生」
- 3 出席者：委員  
門田会長、稲田副会長、池田委員、福島委員、福本委員  
事務局  
法務文書課 次田課長、小谷課長補佐、伊藤チーフ、山本
- 4 会議に付した事案の案件
  - (1) 諮問案件  
高知県個人情報の保護に関する法律施行条例案について
  - (2) 報告事項  
個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

### 5 議事概要

- (1) 諮問案件（高知県個人情報の保護に関する法律施行条例案について）

#### ア 条例要配慮個人情報

事務局から、令和5年4月1日から施行される高知県個人情報の保護に関する法律施行条例において、高知県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）で要配慮個人情報とされている生活保護の受給等に関する情報を条例要配慮個人情報に定めない理由について説明があった（生活保護の受給等に関する情報を要配慮個人情報とした経緯、条例要配慮個人情報に関する他都道府県の照会結果等）。

このことについて、委員から、生活保護の受給等に関する情報を条例要配慮個人情報として定めないことについて反対はしないものの、定めない理由を整理した資料を作成して欲しいとの要望があった。

#### イ 個人情報取扱事務登録簿

事務局から、令和5年4月1日以降は、現行条例で定められている個人情報取扱事務登録簿は廃止し、代わって、県が取り扱っている全ての個人情報ファイルを一覧表にして公表し、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルについては、法に従い個人情報ファイル簿を作成、公表する予定であることの説明があった。

このことについて、委員から、反対はしないものの、説明のための資料と一覧

表（案）を作成して欲しいとの要望があった。

ウ 死者に関する情報

事務局から、令和5年4月1日以降の死者に関する情報を開示する仕組みについて、現在、検討しており、次回、規則案を示したいことの説明があった。

このことについて、委員から、死者に関する情報の開示について、夫婦関係や親子関係により開示を制限すべき場合があるため、制限を設けるべきであるとの意見があった。

(2) 報告事項（個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について）

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供について、高知工科大学の広報についての協議があり、承認したことの報告があった。

このことについて、委員から、承認の要件である「本人の同意」について、どのように同意を取得しているか確認するべきであるとの意見があった。